

別府市民の健康づくりに関する包括連携協定書

別府市（以下「甲」という。）と株式会社タニタヘルスリンク（以下「乙」という。）とは、官民連携による市民の健康づくりに向け、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携を図り、運動習慣の定着や健康寿命の延伸に向けた取組を実践することで市民の健康づくりや地域社会の発展につなげることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）市民の健康状態の「見える化」による健康づくりの意識啓発に関すること
- （2）市民の健康状態にあわせた運動や食に関する企画立案とその実践・定着の支援に関すること
- （3）市民の健康寿命の延伸に関すること
- （4）市施設との連携や、市民の健康づくり拠点の設置に関すること
- （5）その他市施策との連携に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙において協議するものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから特段の申出がない場合は、本協定は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業に係る秘密情報について、相互に極秘に保つものとし、相手方の事前承諾のない限り、他の目的に使用してはならず、かつ第三者に開示してはならない。本協定が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月 5日

甲 大分県別府市上野口町1番15号
別府市
別府市長

乙 東京都文京区後楽1丁目4番14号後楽森ビル8階
株式会社タニタヘルスリンク
代表取締役社長